

第70回

# 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年3月26日（木曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都港区芝浦一丁目1番1号

浜松町ビルディング 14階

当社会議室

## 目次

第70回定時株主総会招集ご通知 .....	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件 .....	3
第2号議案 取締役9名選任の件 .....	4
第3号議案 監査役2名選任の件 .....	9
(提供書面)	
事業報告 .....	11
連結計算書類等 .....	28
計算書類等 .....	33

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号  
株 式 会 社 N J S  
代表取締役社長 村 上 雅 亮

## 第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月26日（木曜日）午前10時  
（当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都港区芝浦一丁目1番1号  
浜松町ビルディング 14階 当社会議室
3. 目的事項  
報告事項 1. 第70期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第70期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役9名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇招集通知に添付すべき書類のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。
- ①連結計算書類の「連結注記表」
  - ②計算書類の「個別注記表」
- 〇株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト	<a href="https://www.njs.co.jp">https://www.njs.co.jp</a>
----------	---

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

第70期の期末配当につきましては、株主様に対して業績に対応した配当を継続的に行い、長期的に安定した利益還元を行う当社の基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は243,693,150円となります。  
これにより、中間配当を含めた通期の配当金は、1株につき金50円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年3月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役 村上雅亮、土田裕一、遠藤裕邦、田中 亮、秋山暢彦、吉原哲二、谷戸善彦、山田雅雄、小幡康雄の9氏は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>村上雅亮 (1952年11月24日生) 再任</p>	<p>1975年4月 当社入社 2003年4月 東京総合事務所長 2004年3月 取締役東京支社長 2007年8月 取締役東部支社長 2012年3月 常務取締役 2014年2月 (株)エヌジェーエス・コンサルタンツ (現株) NJSコンサルタンツ) 代表取締役社長 2014年3月 当社代表取締役社長 (現任)</p>	15,620株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 村上雅亮氏は、代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、強力なリーダーシップにより事業を牽引しております。また、報酬・指名諮問委員会の議長として当社の経営陣の選任・評価に関する透明性・公正性の向上に努めております。これらの実績と当社グループの経営全般に関する豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>		
2	<p>秋山暢彦 (1954年1月5日生) 再任</p>	<p>1977年4月 当社入社 2008年4月 執行役員札幌事務所長 2013年1月 執行役員品質監理本部長 2014年3月 取締役管理本部長 2015年3月 取締役開発本部長 2017年3月 取締役東部支社長 (現任)</p>	4,100株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 秋山暢彦氏は、取締役東部支社長として、当社の経営を担っており、当社の事業部門の運営管理、事業拡大を推進するなどしております。これらの実績と過去に管理部門や技術開発部門等における豊富な経験を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	<p style="text-align: center;">増 淵 智 之 (1964年11月6日生)</p> <p style="text-align: center;">[新任] [社外]</p>	<p>1992年2月 日本ヒューム管(株) (現日本ヒューム(株)) 入社  2011年4月 日本ヒューム(株)経営企画部部长  2013年6月 旭コンクリート工業(株)社外取締役  2014年6月 日本ヒューム(株)取締役経営企画部部长  2015年6月 旭コンクリート工業(株)監査役  2016年6月 日本ヒューム(株)取締役総務部部长兼経営企画部部长  2017年3月 当社社外監査役 (現任)  2017年6月 日本ヒューム(株)常務取締役管理本部副本部长  兼総務部部长、経営企画部部长 (現任)</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b>  日本ヒューム(株)常務取締役管理本部副本部长兼総務部部长、経営企画部部长</p>	—
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b></p>			
<p>増淵智之氏は、上場企業における長年の業務経験及び幅広い見識を有しておられ、2017年3月から当社社外監査役として、当社の経営・業務に対し適切な監査をしていただいております。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者いたしました。</p>			
4	<p style="text-align: center;">谷 戸 善 彦 (1952年1月6日生)</p> <p style="text-align: center;">[再任]</p>	<p>1974年4月 建設省 (現国土交通省) 入省  2003年8月 国土交通省都市・地域整備局下水道部部长  2008年7月 地方共同法人日本下水道事業団理事  2011年11月 同法人理事長 (公選)  2017年3月 当社取締役開発部部长 (現任)</p>	—
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p>			
<p>谷戸善彦氏は、取締役開発部部长として、当社の経営を担っており、当社の技術開発を推進するなどしております。これらの実績と過去に国土交通省での下水道行政、日本下水道事業団での理事・理事長としての団体経営における豊富な経験と見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	わかばやし ひでゆき 若林 秀幸 (1960年9月3日生) 新任	1985年4月 当社入社 2004年3月 九州支社九州総合事務所下水道部長 2007年3月 執行役員九州支社九州総合事務所長 2013年4月 執行役員西部支社大阪総合事務所長 (現任)	1,800株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 若林秀幸氏は、当社に入社以来、下水道部門を中心とした業務経験を有し、執行役員大阪総合事務所長を務めるなど、業務全般に精通しております。当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者といたしました。		
6	かば や やす ひこ 蒲谷 靖彦 (1965年7月7日生) 新任	1990年4月 当社入社 2009年4月 東部支社東京総合事務所設計三部長 2013年4月 東部支社東京総合事務所設計二部長 2015年4月 執行役員東部支社札幌事務所長 (現任)	700株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 蒲谷靖彦氏は、当社に入社以来、下水道部門を中心とした業務経験を有し、執行役員札幌事務所長を務めるなど、業務全般に精通しております。当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者といたしました。		
7	つち や たけし 土屋 剛 (1969年8月9日生) 新任	1993年4月 当社入社 2009年4月 東部支社東京総合事務所設計四部長 2013年4月 東部支社仙台事務所長 2014年4月 執行役員東部支社仙台事務所長 (現任)	400株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 土屋剛氏は、当社に入社以来、下水道部門を中心とした業務経験を有し、執行役員仙台事務所長を務めるなど、業務全般に精通しております。当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
8	<p style="text-align: center;">やま だ まさ お 山 田 雅 雄 (1949年2月18日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p>2003年4月 名古屋市上下水道局長 2007年4月 同市副市長 2011年9月 中部大学客員教授 2012年4月 名古屋市立大学特任教授 (現任) 2013年6月 名工建設(株)社外監査役 2016年4月 当社社外取締役 (現任)</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b> 名古屋市立大学特任教授</p>	—
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 山田雅雄氏は、名古屋市、大学教授等での豊富な経験及び幅広い見識を有しておられ、2016年4月から当社社外取締役として、客観的な視点や幅広い視野に立って当社グループの経営に有益な助言や監督をいただいております。また、報酬・指名諮問委員会の委員として経営の透明性・公正性の向上に寄与していただいております。これらのことから、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			
9	<p style="text-align: center;">お ぼ た や す お 小 幡 康 雄 (1953年3月9日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p>1975年4月 日本鋼管(株) (現JFEエンジニアリング(株)) 入社 2004年4月 JFEエンジニアリング(株)エネルギー本部電力営業部長 2008年4月 同社常務執行役員 2009年4月 同社監査役 2011年4月 ジャパン・パイプライン・エンジニアリング(株)代表取締役社長 2014年4月 JFEエンジニアリング(株)顧問 2016年4月 当社社外取締役 (現任)</p>	—
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 小幡康雄氏は、上場企業における豊富な業務執行経験及び幅広い見識を有しておられ、2016年4月から当社社外取締役として、客観的な視点や幅広い視野に立って当社グループの経営に有益な助言や監督をいただいております。また、報酬・指名諮問委員会の委員として経営の透明性・公正性の向上に寄与していただいております。これらのことから、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			



- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 増渕智之氏、山田雅雄氏及び小幡康雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 増渕智之氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 山田雅雄氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 小幡康雄氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、山田雅雄氏及び小幡康雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との上記責任限定契約を継続する予定であります。また、増渕智之氏が取締役に選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、山田雅雄氏及び小幡康雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員といたします。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 安田伸一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査役 増渕智之氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	寺山 寛 (1960年8月23日生) 新任	1984年4月 当社入社 2002年10月 東京支社東京総合事務所設計一部長 2006年4月 東京支社仙台事務所長 2010年4月 河川事業本部長 2012年1月 内部監査部長 2014年4月 執行役員内部監査部長(現任) 2017年11月 (株)NJSコンサルタンツ監査役(現任)  【重要な兼職の状況】 (株)NJSコンサルタンツ監査役(現任)	5,200株
<p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>寺山寛氏は、当社に入社以来、下水道の計画設計部門を中心とした業務経験を有し、2012年1月からは内部監査部長を務めるなど、業務全般に精通しております。当社における豊富な業務経験と経営全般・監査全般に関する知見を有していることから、監査役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<p>鈴木宏一 (1965年3月4日生)</p> <p>新任</p> <p>社外</p>	<p>1987年4月 日本ヒューム管(株) (現日本ヒューム(株)) 入社</p> <p>2010年4月 日本ヒューム(株)総務部長</p> <p>2011年4月 同社総務部長兼不動産・環境関連事業部長</p> <p>2014年6月 (株)環境改善計画代表取締役社長</p> <p>2015年6月 日本ヒューム(株)執行役員総務部長兼不動産・環境関連事業部長</p> <p>2016年6月 日本ヒューム(株)常勤監査役</p> <p>2019年6月 日本ヒューム(株)取締役経理部長 (現任)</p> <p>2019年6月 (株)ヒュームズ代表取締役社長 (現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>日本ヒューム(株)取締役経理部長</p> <p>(株)ヒュームズ代表取締役社長</p>	—
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>鈴木宏一氏は、上場企業において総務、経理、監査等の業務経験を有し、コーポレート・ガバナンスの向上に貢献されています。その実績、能力とともに人格、見識とも優れていることから社外監査役候補者といいたしました。</p> <p>また、同氏は、監査役増渕智之の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の定めに従い、前任者の任期の満了する2021年開催の定時株主総会終結の時までとなります。</p>			

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木宏一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 寺山 寛氏及び鈴木宏一氏の選任が承認された場合、当社は両氏の間でそれぞれ、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任につき、法令が規定する額を限度とする契約(責任限定契約)を締結する予定であります。

以上

(提供書面)

## 事業報告

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、米中貿易摩擦、英国のEU離脱、中東情勢の緊迫化などの不安要素がありました。新興国における経済成長等に支えられ、比較的安定して推移しました。日本経済については、オリンピック関連開発や新元号「令和」の公布など需要拡大がある一方、人手不足や外需減速が顕在化しており、先行き不透明な状況が続きました。また、世界規模で甚大な災害が多発しており、災害対策の拡充も欠かせない課題となっています。

上下水道事業については、老朽化施設の再構築、災害対策の強化、経営の効率化が現下の最大の課題となっています。改正水道法では、法の目的として水道の基盤強化を謳い、広域化、官民連携、資産管理の推進を図っています。下水道事業についても事業の持続性向上を目的として、広域化・共同化、官民連携、マネジメントサイクルの確立を推進しています。さらに「防災・減災、国土強靱化緊急対策」として上下水道事業ともに災害対策の強化が図られています。

これに対し当社グループは、事業の効率化、施設管理の最適化、地域の防災・減災に向けたコンサルティングサービスの強化を図るほか、“水と環境のConsulting & Software”の方針のもと、ソフトウェアと関連システムの開発を強力に進めました。当社の代表的システムには、クラウド型総合管理システムSkyScraper、閉鎖性空間調査ドローンAirSlider、下水処理プロセスシミュレータBioWin、リアルタイム情報発信装置SkyManhole、IoT型設備センサーシステムConnected Collectorなどがあります。これらは上下水道分野だけでなく、道路、農業、発電ダムなど、多方面から注目を集めています。

この結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、連結受注高は17,831百万円(前連結会計年度比6.9%増)、連結売上高は17,341百万円(同5.1%減)となりました。

利益面では、積極的な技術開発への投資及び生産性向上の取り組みにより、営業利益は2,256百万円(同21.8%減)、経常利益は2,311百万円(同20.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,677百万円(同13.0%減)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

(国内業務)

国内事業については、インフラ再構築に向けた調査・設計、甚大化する災害に対応した防災・減災・復旧業務、上下水道事業の効率化に向けたPPP業務等に取り組んでまいりました。

この結果、受注高は15,902百万円(前連結会計年度比17.6%増)、売上高は14,212百万円(同0.1%減)、営業利益は2,229百万円(同15.8%減)となりました。

(海外業務)

海外事業については、アジア、中東等の新興国における水インフラ整備プロジェクトを推進するほか、ロサンゼルスとシンガポールに拠点を設けてインフラ管理技術の海外展開に取り組んでまいりました。

この結果、受注高は大型業務の受注がなかったことから1,929百万円(前連結会計年度比39.0%減)、売上高は2,911百万円(同24.7%減)となり、また現地の税務当局による指摘に対応した税金を引当計上したこと等により営業損失は75百万円(前連結会計年度は営業利益129百万円)となりました。

**(2) 設備投資の状況**

当連結会計年度中における重要な事項はありません。

**(3) 資金調達の状況**

当連結会計年度中の重要な資金調達はありません。

#### (4) 財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	第67期 (自. 2016. 1. 1 至. 2016. 12. 31)	第68期 (自. 2017. 1. 1 至. 2017. 12. 31)	第69期 (自. 2018. 1. 1 至. 2018. 12. 31)	第70期 (自. 2019. 1. 1 至. 2019. 12. 31)
受 注 高 (百万円)	13,363	18,240	16,684	17,831
売 上 高 (百万円)	16,402	16,587	18,265	17,341
経 常 利 益 (百万円)	835	1,244	2,893	2,311
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	314	710	1,927	1,677
1 株当たり当期純利益 (円)	32.27	72.88	197.74	174.88
総 資 産 (百万円)	22,752	21,779	25,235	25,544
純 資 産 (百万円)	16,199	16,597	18,120	19,320
1 株当たり純資産額 (円)	1,661.89	1,702.70	1,858.94	2,026.16

- (注) 1. 第70期の営業成績の状況につきましては、前記の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 当連結会計年度より株式給付信託 (BBT) を導入しており、株主資本の自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社NJS・E&M	100百万円	100%	上下水道事業体の運営管理支援業務、上下水道会計処理業務・工務窓口業務、施設管理業務
株式会社NJSコンサルタンツ	400百万円	100%	主に海外における上下水道事業、環境その他の総合コンサルティング業務
オリオンプラントサービス株式会社	30百万円	100%	公共施設向け電気設備全般の設計業務
日本X線検査株式会社	11百万円	100%	鋼構造物及びコンクリート構造物の非破壊検査及び診断調査
株式会社クリンパートナーズ須崎	30百万円	54%	須崎市公共下水道施設等の運営
B&E ENGINEERS	507千米ドル	100%	米国における都市開発などのコンサルティング業務
NJS ENGINEERS INDIA PVT.LTD.	49,600千インドルピー	100%	インド国における上下水道拡張計画、水環境改善事業、その他の総合コンサルティング業務

- (注) 1. 日本X線検査株式会社は株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を2019年12月31日としているため、当連結会計年度においては貸借対照表のみ連結しております。
2. 株式会社クリンパートナーズ須崎は2019年11月20日付の設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

### ②事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (6) 対処すべき課題

今日の上下水道事業の課題、老朽化施設の再構築、災害対策の強化、経営の効率化に向けて、コンサルティングサービスの強化を図るほか、デジタル化時代に対応したインフラ管理ビジネスの構築を推進します。対処すべき課題は次のとおりです。

### ① 技術開発の推進

ライフサイクルを通じた管理の実現に向けて、点検調査、解析診断、災害対策、運転管理、経営管理に関する技術開発を推進します。

### ② インフラ管理ビジネスの構築

ドローンやソフトウェアを活用したインフラ管理ビジネスの構築を目指します。このため、販促体制の強化と関連企業のグループ化を推進します。

### ③ PPP（官民連携）事業の推進

今後の重要な成長分野にPPPを位置付け推進します。新規事業に積極的に参画するほか、PPPにおけるサービス領域の拡大、子会社の㈱NJS・E&Mのアウトソーシング事業の推進を図ります。

### ④ 技術と事業のグローバル化

世界の技術動向に注目し先進技術の導入・普及を図るほか、当社のインフラ管理技術の海外展開を推進します。

### ⑤ プロセス改革による生産性向上

生産性の向上を目的として、BIM/CIM、ナレッジマネジメント、RPAの導入を推進し、テレワーク、モバイルワーク、オフィス改革により、多様で創造性の高いワークスタイルを実現します。

### ⑥ 人材の確保・育成

公共性の高い事業、積極的な技術開発と人材育成、グローバルな事業展開等に基づき、新卒・中途の採用活動を強化します。

### ⑦ リスクマネジメントの推進

コンサルタントの役割と責任の増大に対応するため、品質管理、コンプライアンス、災害時対策の強化を図ります。



## (7) 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

日本国内及び海外で次の事業を行っております。

- ① 上下水道等のインフラのライフサイクルを通じたコンサルティングとソフトウェアの開発・提供
- ② 調査・設計・施工管理・経営コンサルティング
- ③ 防災減災対策、環境計画、環境アセスメント
- ④ 上下水道等の事業運営に関するサポート業務
- ⑤ 住民サービス・財務会計処理・総合施設管理
- ⑥ 企業会計移行・官民連携サービス・経営改善支援
- ⑦ 上下水道等の海外コンサルティング事業
- ⑧ 不動産の賃貸、売買及び管理

(8) 主要な拠点等 (2019年12月31日現在)

当社本社・支店等

本社 東京都港区芝浦一丁目1番1号  
支社・事務所 東部支社 (東京都港区)  
東京総合事務所 (東京都港区) 札幌事務所 (北海道札幌市)  
仙台事務所 (宮城県仙台市) 関東事務所 (埼玉県さいたま市)  
千葉事務所 (千葉県千葉市) 横浜事務所 (神奈川県横浜市)  
長野事務所 (長野県長野市) 静岡事務所 (静岡県静岡市)  
名古屋総合事務所 (愛知県名古屋市) 北陸事務所 (石川県金沢市)  
その他出張所23箇所  
西部支社 (大阪府大阪市)  
大阪総合事務所 (大阪府大阪市) 広島事務所 (広島県広島市)  
松山事務所 (愛媛県松山市) 九州総合事務所 (福岡県福岡市)  
その他出張所26箇所

主要な子会社

株式会社NJS・E&M

本社 東京都港区芝浦一丁目1番1号

株式会社NJSコンサルタンツ

本社 東京都港区芝浦一丁目1番1号

現地機構 マニラ事務所 (フィリピン国) コロンボ事務所 (スリランカ国)  
チッタゴン事務所 (バングラデシュ国) リマ事務所 (ペルー国)  
ドバイ事務所 (アラブ首長国連邦) アンマン事務所 (ヨルダン国)

オリオンプラントサービス株式会社

本社 東京都台東区蔵前二丁目4番5号

日本X線検査株式会社

本社 東京都大田区羽田旭町2番19号

株式会社クリンパートナーズ須崎

本社 高知県須崎市西崎町3番10号

B&E ENGINEERS

本社 米国アルカディア市

NJS ENGINEERS INDIA PVT.LTD.

本社 インド国プネ市

**(9) 従業員の状況 (2019年12月31日現在)**

## ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
814名	77名増

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
487名	10名増	43.3歳	15.8年

**(10) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)**

借入先	借入金残高
城南信用金庫	14,120千円
株式会社静岡中央銀行	13,032千円

## 2. 会社の株式に関する事項（2019年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 10,048,000株（自己株式300,274株を含む）  
 (3) 株主数 3,105名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 ヒ ュ ー ム 株 式 会 社	3,420千株	35.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	720千株	7.4%
CGML PB CLIENT ACCOUNT / COLLATERAL	527千株	5.4%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	248千株	2.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	194千株	2.0%
N J S 社 員 持 株 会	187千株	1.9%
株 式 会 社 水 道 ア セ ッ ト サ ー ビ ス	184千株	1.9%
SANTANDER SECURITIES SERVICES, S.A. / IICS CLIENTS	108千株	1.1%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	96千株	1.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	90千株	0.9%

- (注) 1. 当社は自己株式300千株を保有していますが、上記大株主からは除いております。なお、当該自己株式には株式給付信託（BBT）が保有する当社株式34千株は含まれておりません。
2. 持株比率は自己株式（300千株）を控除して計算しております。
3. 株式会社水道アセットサービスが所有している株式については、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権の行使が制限されております。また、同社は、2019年7月1日付で株式会社ジェー・イー・シーから社名変更しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2019年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村上 雅 亮	
常務取締役	土田 裕 一	
取 締 役	遠藤 裕 邦	旭コンクリート工業(株)専務取締役
取 締 役	田中 亮	西部支社長
取 締 役	秋山 暢彦	東部支社長
取 締 役	吉原 哲二	管理本部長
取 締 役	谷戸 善彦	開発本部長
取 締 役	山田 雅雄	名古屋市立大学特任教授
取 締 役	小幡 康雄	
常勤監査役	安田 伸一	
監 査 役	豊口 直樹	日本ヒューム(株)専務取締役
監 査 役	増淵 智之	日本ヒューム(株)常務取締役

- (注) 1. 取締役遠藤 裕邦氏、取締役山田 雅雄氏及び取締役小幡 康雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役豊口 直樹氏及び監査役増淵 智之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役山田 雅雄氏、取締役小幡 康雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役安田 伸一氏は、金融機関における企業審査、財務分析及び経営管理の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行取締役等でない取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める金額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	支給人員 名	報酬等の種類別総額			支給総額 百万円
		固定報酬 百万円	業績連動型報酬 百万円	株式報酬 百万円	
取締役 (うち社外取締役)	9 (3)	162 (27)	53 (-)	12 (-)	229 (27)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	33 (15)	- (-)	- (-)	33 (15)
合計 (うち社外役員)	12 (5)	195 (42)	53 (-)	12 (-)	262 (42)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）であります。
2. 当事業年度末現在の監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
なお、当事業年度における取締役に対する使用人分給与の支給はありません。
4. 取締役の報酬限度額は、1997年6月27日開催の臨時株主総会決議において年額270百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
また、上記報酬限度額とは別枠で取締役（社外取締役を除く。）について、2019年3月26日開催の第69回定時株主総会決議において業績連動型株式報酬制度に基づく報酬等の限度額につき、3事業年度を対象として合計1億円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2003年3月27日開催の第53回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役遠藤 裕邦氏は旭コンクリート工業(株)専務取締役を、監査役豊口 直樹氏は日本ヒューム(株)の専務取締役を、監査役増淵 智之氏は同社の常務取締役をそれぞれ兼務しております。なお、日本ヒューム(株)は当社の株式を35.1%保有する大株主であり、また、旭コンクリート工業(株)は日本ヒューム(株)の関連会社であります。当社と両社との間に重要な取引関係はありません。

取締役山田 雅雄氏は名古屋市立大学特任教授を兼務しております。当社と兼務先との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
取締役	遠 藤 裕 邦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。取締役会において、豊富な業務執行経験及び幅広い見識から適宜発言を行っております。
取締役	山 田 雅 雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会において、豊富な業務執行経験及び幅広い見識から適宜発言を行っております。
取締役	小 幡 康 雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会において、豊富な業務執行経験及び幅広い見識から適宜発言を行っております。
監査役	豊 口 直 樹	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、必要な発言を行っております。
監査役	増 渕 智 之	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、必要な発言を行っております。

(注) 取締役会の開催回数には書面決議を含んでおりません。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 東陽監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める金額としております。



## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び社員等は、法令、定款及び「NJS倫理規程」、「NJS企業倫理行動指針」、「コンプライアンス規程」等の社内規程を順守する。

コンプライアンス室は、コンプライアンスに関する諸施策の立案・実施、教育研修の企画・実施・指導等を行い、内部監査部は、全社のコンプライアンスの順守状況を監査する。

「公益通報者保護規程」に基づき、コンプライアンス室に社内通報窓口を、顧問法律事務所に社外通報窓口を設置し内部統制の補完、強化を図る。

取締役及び社員等の法令・定款等違反行為については、取締役会規程及び賞罰規程等により厳正に処分する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し「文書管理規程」により保存し、取締役又は監査役からの閲覧要請に備える。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」により、想定されるリスクごとに担当取締役を定め、取締役である危機管理責任者が、危機の防止・排除及び不測の事態に対応できる体制を構築する。

内部監査部は、全社的リスク管理の状況をレビューし、その結果を社長及び監査役に報告する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程、役員規程、職制規程及び取締役会で定める取締役分掌業務により、取締役と社員の職務の分掌と権限を定める。

#### **(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は当社を中心とする企業グループの経営を適正、円滑に行うために、グループ経営の基本方針を「NJSビジョン」に定め、以下の管理ルールに基づきグループ企業の情報を共有し、子会社の管理、指導、育成を行う。

子会社は、当社「関係会社管理規程」に基づき会社経営上の重要な事項及び重要な変更について当社に報告する。

各子会社の「公益通報者保護規程」に基づき国内子会社の社外公益通報窓口を当社コンプライアンス室に設置する。さらに、子会社「危機管理規程」に基づき、子会社の取締役及び社員等がリスクに関する情報を入手したときは、迅速に当該子会社の社長に伝達する。伝達を受けた子会社の社長は、その内容を当該子会社監査役及び当社に報告する。当社は、「危機管理規程」に基づき子会社のリスクに関する情報を監査役会に報告する。

子会社は、当社「関係会社管理規程」に基づき同規程の承認事項について、当社取締役会の承認を取得する。

内部監査部は、当社企業集団全体の内部監査を実施する。

#### **(6) 財務報告の適正性を確保するための体制**

内部統制の充実は、業務の適正化・効率化等を通じて業績向上に寄与するものであり、適正な会計処理に基づく信頼性のある財務報告を行なうことは、当社に対する社会的な信用の維持・向上に資することから、代表取締役社長は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」について適切な体制を整備・維持し、常に適正な財務報告を行う。

#### **(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の職務を補助すべき社員2名以上を、監査役室兼務とし監査業務の補助に当たらせる。

#### **(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

補助者の人事異動については、監査役会の意見を尊重することとし、監査役から監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

補助者は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

### (9) 監査役への報告に関する体制

取締役及び社員等は、監査役に対して法定事項に加え、当社企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「危機管理規程」に基づく危機の発生状況・対策、「公益通報者保護規程」に基づく通報の調査結果を報告するとともに、利益の無償供与に関する資料を提出する。

また、社員等は「コンプライアンス規程」に基づき、同規程に反する事実を知ったときは、直接監査役に通報できることとする。

子会社「危機管理規程」に基づき、子会社の取締役又は社員等がリスクに関する情報を入手したときは、迅速に当該子会社の社長に伝達する。伝達を受けた子会社の社長は、その内容を当該子会社監査役及び当社に報告する。当社は、「危機管理規程」に基づき子会社のリスクに関する情報を監査役会に報告する。

### (10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「公益通報者保護規程」に基づき、会社は、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わないこととする。さらに、会社は、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じる。また、通報者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、取締役会規程及び賞罰規程等により厳正に処分する。

### (11) 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理する。監査役は、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合は、担当役員に事前に通知するものとする。

### (12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、いつでも取締役及び社員等に対し事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査できる。内部監査及び監査法人による部所、子会社往査には必ず参加要請を行う。

また、監査役と代表取締役社長、関係取締役及び監査法人との意見交換会は、定期的開催する。

### **(13) 反社会的勢力への対応に関する事項**

「反社会的勢力対応規程」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

## **6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

### **(1) 取締役の職務執行**

当事業年度において取締役会を13回開催し、法令や定款に定められた事項や経営方針、経営計画の策定等の経営に関する重要事項に関する審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

### **(2) 監査役の職務執行**

当事業年度において監査役会を14回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席や稟議書等の重要書類の閲覧、代表取締役、関係取締役及び会計監査人との定期的な意見交換会の開催のほか、必要に応じて事業所や子会社の往査に同行することにより、取締役の職務執行、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

### **(3) 子会社における業務の適正の確保**

「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営上及び業務上の重要事項については、当社の取締役会で承認しております。また、報告事項については、定期的に報告を受けております。

内部監査部は、子会社の監査を実施し、適切に指示及び指導等を行いました。

### **(4) コンプライアンス**

全社員を対象としたコンプライアンス研修の定期的な開催等により、法令や社内規程等を順守するための取り組みを行いました。

当社コンプライアンス室にホットライン（通報窓口）を設置し、当社及び子会社の社員等が情報提供・相談できる体制を構築しています。また、ホットライン利用者（通報者）が、不利益を被らないよう厳格な措置を講じることで、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

# 連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>20,028,436</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,697,733</b>
現金及び預金	13,070,242	業務未払金	834,919
受取手形及び完成業務未収入金	1,688,797	1年内返済予定の長期借入金	14,928
未成業務支出金	4,821,520	未払法人税等	255,041
その他の	479,155	未成業務受入金	1,394,051
貸倒引当金	△31,279	賞与引当金	635,754
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,516,109</b>	受注損失引当金	73,613
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,258,596</b>	損害補償損失引当金	80,375
建物及び構築物	992,270	役員株式給付引当金	5,720
機械装置	19,977	その他の	1,403,329
車両運搬具	1,284	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,525,926</b>
工具、器具及び備品	108,065	長期未払金	41,904
土地	1,136,998	長期借入金	12,224
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>232,642</b>	退職給付に係る負債	1,261,909
ソフトウェア	214,062	役員退職慰労引当金	19,604
電話加入権	18,442	繰延税金負債	5,959
その他の	137	資産除去債務	107,024
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,024,870</b>	役員株式給付引当金	6,928
投資有価証券	1,490,515	その他の	70,371
長期預金	89,770	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,223,660</b>
繰延税金資産	791,273	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他の	828,723	株 主 資 本	18,851,324
貸倒引当金	△175,412	資 本 金	520,000
<b>資 産 合 計</b>	<b>25,544,546</b>	資 本 剰 余 金	300,120
		利 益 剰 余 金	18,490,346
		自 己 株 式	△459,142
		その他の包括利益累計額	455,761
		その他有価証券評価差額金	539,953
		退職給付に係る調整累計額	△32,317
		為替換算調整勘定	△51,874
		非支配株主持分	13,800
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>19,320,885</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>25,544,546</b>

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

# 連結損益計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	17,341,339
売上原価	10,428,112
売上総利益	6,913,227
販売費及び一般管理費	4,656,652
営業利益	2,256,574
営業外収益	
受取利息	14,143
受取配当金	21,383
受保戻金	14,877
その他	22,704
営業外費用	
為替差損	17,352
支払利息	810
その他	69
経常利益	18,232
特別利益	2,311,451
固定資産売却益	1,419
受取保険金	100,000
のれん発生益	55,984
損害補償損失引当金戻入額	6,382
特別損失	
固定資産除売却損	398
損害賠償金	7,423
損害補償損失	19,480
税金等調整前当期純利益	2,447,934
法人税、住民税及び事業税	739,592
法人税等調整額	31,247
当期純利益	1,677,094
親会社株主に帰属する当期純利益	1,677,094

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年1月1日残高	520,000	300,120	17,300,639	△399,321	17,721,437
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△487,387		△487,387
親会社株主に帰属する当期純利益			1,677,094		1,677,094
自己株式の取得				△56	△56
株式給付信託による自己株式の取得				△59,764	△59,764
連結子会社の増加による 非支配株主持分の増減					—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,189,706	△59,820	1,129,886
2019年12月31日残高	520,000	300,120	18,490,346	△459,142	18,851,324

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
2019年1月1日残高	458,687	△15,578	△44,093	399,015	—	18,120,453
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△487,387
親会社株主に帰属する当期純利益						1,677,094
自己株式の取得						△56
株式給付信託による自己株式の取得						△59,764
連結子会社の増加による 非支配株主持分の増減					13,800	13,800
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	81,266	△16,738	△7,780	56,746		56,746
連結会計年度中の変動額合計	81,266	△16,738	△7,780	56,746	13,800	1,200,432
2019年12月31日残高	539,953	△32,317	△51,874	455,761	13,800	19,320,885

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年2月18日

株式会社N J S  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 浅 山 英 夫 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 安 達 博 之 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社N J Sの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社N J S及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月20日

株式会社NJS 監査役会

常勤監査役	安	田	伸	一	㊟
社外監査役	豊	口	直	樹	㊟
社外監査役	増	淵	智	之	㊟

# 貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部 額		負 債 の 部 額	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>16,147,649</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,954,912</b>
預 金	12,076,044	業 務 未 払 債 金	485,285
完 成 業 務 未 収 入 金	1,160,794	業 務 未 払 債	2,772
未 成 業 務 支 出 金	2,657,953	未 払 費 用	491,005
前 払 費 用	49,771	未 払 法 人 税 等	119,233
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	100,000	未 払 消 費 税 等	249,721
そ の 他	103,083	未 成 業 務 受 入 金	147,952
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,029,892</b>	未 預 前 受 取 金	503,201
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,155,294</b>	賞 与 引 当 金	195,094
建 物	986,683	注 冊 損 失 引 当 金	10,123
構 築 物	0	受 損 補 償 引 当 金	592,946
機 械 装 置	8,082	受 損 補 償 引 当 金	34,851
工 具、器 具 及 び 備 品	83,292	そ の 他 の 負 債	80,375
土 地	1,077,235	長 期 未 払 債 務	5,720
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>225,012</b>	長 期 未 払 債	36,628
ソ フ ト ウ ェ ア	207,876	長 期 職 給 付 引 当 金	2,541
電 話 加 入 権	16,998	長 期 職 給 付 引 当 金	11,764
そ の 他	137	長 期 預 り 保 証 金	1,059,895
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>4,649,585</b>	資 産 除 去 債 務	67,830
投 資 有 価 証 券	604,858	役 員 株 式 給 付 引 当 金	87,798
関 係 会 社 株 式	1,857,272	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,191,669</b>
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,326,050	<b>純 資 産 の 部</b>	
長 期 前 払 費 用	8,367	株 主 資 本	18,446,998
繰 延 税 金 資 産	457,324	資 本 金	520,000
敷 金 及 び 保 証 金	435,712	資 本 剰 余 金	300,120
貸 倒 引 当 金	△40,000	資 本 準 備 金	300,120
<b>資 産 合 計</b>	<b>23,177,541</b>	利 益 剰 余 金	18,086,020
		利 益 準 備 金	38,500
		そ の 他 利 益 剰 余 金	18,047,520
		別 途 積 立 金	13,170,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,877,520
		自 己 株 式	△459,142
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	538,873
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	538,873
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>18,985,871</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>23,177,541</b>

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

# 損益計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,678,671
売上原価		7,400,006
売上総利益		6,278,664
販売費及び一般管理費		4,079,772
営業利益		2,198,891
営業外収益		
受取利息	18,023	
受取配当金	21,348	
受取事務手数料	10,888	
その他	10,488	60,748
営業外費用		
為替差損	13,882	13,882
特別利益		2,245,757
受取保険金	100,000	
損害補償損失引当金戻入額	6,382	106,382
特別損失		
固定資産除却損	398	
関係会社株式評価損	16,461	
損害補償損失	19,480	36,340
税引前当期純利益		2,315,799
法人税、住民税及び事業税	698,839	
法人税等調整額	79,118	777,957
当期純利益		1,537,842

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

## 株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
2019年1月1日残高	520,000	300,120	38,500	13,170,000	3,827,065	17,035,565	△399,321	17,456,364
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△487,387	△487,387		△487,387
当期純利益					1,537,842	1,537,842		1,537,842
自己株式の取得						—	△56	△56
株式給付信託による 自己株式の取得						—	△59,764	△59,764
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）						—		—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	1,050,454	1,050,454	△59,820	990,634
2019年12月31日残高	520,000	300,120	38,500	13,170,000	4,877,520	18,086,020	△459,142	18,446,998

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	
2019年1月1日残高	458,237	17,914,601
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△487,387
当期純利益		1,537,842
自己株式の取得		△56
株式給付信託による 自己株式の取得		△59,764
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	80,636	80,636
事業年度中の変動額合計	80,636	1,071,270
2019年12月31日残高	538,873	18,985,871

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年2月18日

株式会社N J S  
取締役会 御中

#### 東陽監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 浅 山 英 夫 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 安 達 博 之 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社N J Sの2019年1月1日から2019年12月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上



# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区芝浦一丁目1番1号

浜松町ビルディング 14階 当社会議室



交通の  
ご案内

JR 山手線・京浜東北線／モノレール **「浜松町駅」 南口** から徒歩**7分**

都営大江戸線／浅草線 **「大門駅」 B2** 出口から徒歩**12分**

ゆりかもめ **「日の出駅」 西口** から徒歩**10分**

